

# 2010年4月1日施行 交換用マフラー認証制度(事前性能確認制度)について

## 【概要】

自動車騒音対策の強化として、従来の近接排気騒音・排ガス規制は変更されず、加速走行騒音規制が新たに導入され、交換用マフラー認証制度として公的認定試験を行なう為の試験機関(登録性能等確認機関)が定められました。

この制度は、より効果的な騒音対策を目的とし、交換用マフラーの音量が規制値を超えていない事を国土交通省に登録された確認機関が確認し、認証を与えるというものです。これは認証マフラーが新車出荷時に装着されているマフラーと同等の扱いを受ける事が出来るようになる素晴らしい制度です。これに伴い、JMCAではこの制度に対応する為、JMCA登録性能確認機関を設立(2009年9月登録済)し、2010年4月1日から施行される新制度に対応します。これにより従来の業界自主認定から公的認定が取れる事になり、より安心して交換用マフラーの取り扱いが出来る事になります。

## 【要点】

施行日より前に生産された国産車は新制度の対象になりません。従来通り安心してマフラー交換を楽しめます。

施行日より前に通関された並行輸入車は新制度の対象になりません。

施行日以降に生産された全ての国産車および通関された並行輸入車のマフラー交換は認証マフラーしか出来ません。

新制度の認証には近接排気騒音とは別に、より騒音対策に有効な加速走行騒音の規制が追加されます。

車両型式が同じでも従来のJMCA認定マフラーは、新制度対象車両には使用できません。

新制度対象の交換用マフラーには合法の確認が容易に出来るよう認証番号の表示が必要になります。

バッフル等の消音機構が脱着出来る構造のマフラーは認証を受ける事が出来ません。

該当規制の確認は、車検のある車両は車検証の記載事項にて行います。

国産軽二輪以下の確認は車体に貼られている型式認定番号ラベルの色で行います。

騒音規制値表		従来のJMCA認定対応			登録性能等確認機関の認定対応
		騒音法基準値(移行期日)			
		平成10年規制以前	平成10年規制	平成13年規制	平成22年規制
原動機付自転車	第一種原付車(50ccまで)	近接 95dB(A)	近接 84 dB(A) 新: H10.10.1 継: H11.9.1 輸: H12.4.1	近接 84 dB(A)	近接 84 dB(A) 加速 79 dB(A) 新: H22.4.1 継: H22.4.1 輸: H22.4.1
	第二種原付車(50ccを超えて125ccまで)	近接 95 dB(A)	近接 95 dB(A)	近接 90 dB(A) 新: H13.10.1 継: H14.9.1 輸: H14.9.1	近接 90 dB(A) 加速 79 dB(A) 新: H22.4.1 継: H22.4.1 輸: H22.4.1
二輪自動車	軽二輪自動車(125ccを超えて250ccまで)	近接 99 dB(A)	近接 94 dB(A) 新: H10.10.1 継: H11.9.1 輸: H12.4.1	近接 94 dB(A)	近接 94 dB(A) 加速 82 dB(A) 新: H22.4.1 継: H22.4.1 輸: H22.4.1
	小型二輪自動車(250ccを超える)	近接 99 dB(A)	近接 99 dB(A)	近接 94 dB(A) 新: H13.10.1 継: H15.9.1 輸: H15.9.1	近接 94 dB(A) 加速 82 dB(A) 新: H22.4.1 継: H22.4.1 輸: H22.4.1

近接: 近接排気騒音    加速: 加速走行騒音

新: 国産新型車(国産新型車期日以降に型式認定を受けた新型車)

継: 国産継続車(国産新型車期日以前に型式認定を受け、国産継続車期日を超えて生産される継続生産車)

輸: 輸入車(輸入車期日以降に生産された輸入車)